

R8年度 関係人口受入団体支援補助金

「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様にかかわる人々のことを指します。

鳥取県では、将来的な地域の担い手確保や地域活性化につなげるため、県外から来県し地域活動等を行う方（関係人口）の受入を行う団体等を支援しています。

受入団体等への支援を通じて、関係人口の創出・拡大につなげます。

関係人口受入団体支援補助金<ソフト>

都市部等の県外に在住する者が来県し、本県ならではの地域資源を生かした体験や地域活動を行うための費用を受入団体に対して助成。

ファミリーワーケーション
を全世代に拡大

補助対象	参加者に対し、滞在場所及び地域住民との交流や学びの場を一体的に提供できる市町村、企業、団体、個人
補助率・補助上限	補助率 1/2、補助上限 6万円/人（1団体上限60万円）
補助対象経費	(1) 参加者来県旅費（公共交通機関に限る） (2) 参加者の滞在に要する経費（宿泊費、寝具レンタル代等） (3) 参加者の受け入れに要する経費（保険料、地域活動や地域との交流イベント開催に係る経費等） ※対象外経費 ・エアサポート支援事業の支援を受ける航空運賃 ・飲食代、人件費等
補助条件	・ 1泊2日以上行程であること ・ 概ね3時間以上の地域活動や地域ならではの体験、地域住民や受入団体との交流があること ・ ふるさと来LOVEとっとりへの登録

関係人口受入団体支援補助金<ハード>

関係人口の創出・拡大を目的に、民間企業が設置または運営する既存のワーケーション拠点施設の改修費用を助成。

補助対象	民間企業、団体、NPO法人等 ※公の施設設置者から委託を受けて既存施設の運営管理を行う者を除く
補助率・補助上限	補助率 1/2、補助上限 100万円（1団体上限100万円）
補助対象経費	・ 既存施設の改修経費 （1件10万円以上の備品購入に要する経費、電気通信設備の改修に要する経費等） ※新築・増築は対象外



【申請・問い合わせ先】

鳥取県庁人口戦略推進本部人口戦略課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地）
電話：0857-26-7652 / 電子メール：jinkou-senryaku@pref.tottori.lg.jp